

介護保険制度の改正について

令和3年は、3年に一度行われる介護保険制度の見直しの年にあたり、4月以降に次のような制度改正が行われます。



令和3年4月より

●要介護認定の有効期間が延長されます

要介護認定の有効期間はこれまで最長36か月でしたが、条件を満たせば最長48か月までに延長されます。(→15ページ参照)

●「要介護」に移行した方も、総合事業の利用が可能になります

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の介護予防・生活支援サービスは、「要支援」の方が対象となっていたましたが、「要介護」に移行した方でも本人が希望し、市区町村が認めた場合には引き続き利用できるようになります。(→30ページ参照)

令和3年8月より

●高額介護サービス費の上限額が見直されます

介護保険のサービス利用に際し、利用者の自己負担に上限を設ける高額介護サービス費について、これまで現役並み所得相当世帯の上限額は、原則としてひと月4万4,400円でしたが、年収約770万円以上の世帯は9万3,000円、約1,160万円以上の世帯は14万100円に引き上げられます。

(→19ページ参照)

《令和3年7月まで》

対象者	上限額
現役並み所得相当世帯の方	44,400円

《令和3年8月より》

対象者	上限額
現役並み所得相当世帯で、年収約770万円未満の世帯の方	44,400円
現役並み所得相当世帯で、年収約770万円以上の世帯の方	93,000円
現役並み所得相当世帯で、年収約1,160万円以上の世帯の方	140,100円

令和3年8月より

●低所得の施設入所者の食費・光熱費・室料などへの補助が一部見直されます

介護保険施設(特別養護老人ホームなど)に入所する高齢者で、所得が低い非課税世帯の食費などを補助する補足給付(特定入所者介護サービス費)が見直されます。負担限度額を決める所得段階が細分化されることにより、負担額の一部が引き上げられます。(→21ページ参照)



- 介護保険制度のしくみ……………4
- 介護保険料について……………6
- サービスを利用するには……………10
 - 介護(介護予防)サービス利用までの流れ……………10
 - 要介護認定の申請……………12
 - 訪問調査と審査・判定……………13
 - 認定結果の通知……………14
 - ケアプラン作成からサービス利用まで……………16
- 利用者負担について……………18
 - 利用者負担の軽減について……………21
- 利用できるサービス……………22
 - 在宅サービス……………22
 - 施設サービス……………27
 - 地域密着型サービス……………28
 - 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)……………30
- 地域包括支援センターのご案内……………32